

＊北海道公報

目次

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

規則

告示

○北海道財務規則の一部を改正する規則	(出納局総務課)	二六
○北海道立女性プラザの使用料の徴収事務の委託	(男女平等参画推進室)	二六
○北海道立十勝圏地域食品加工技術センターの使用料及び手数料の徴収事務の委託	(地域産業課)	二六
○北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターの使用料及び手数料の徴収事務の委託	(地域産業課)	二六
○札幌障害者雇用支援センターの事務所の所在地の変更	(雇用対策課)	二七
○国土調査の成果の認証	(農地調整課)	二七
○土地改良区の定款の変更の認可	(土地改良指導課)	二七
○道営土地改良事業計画の決定	(土地改良指導課)	二七
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	二七
○土地改良事業の施行の同意の一部改正	(土地改良指導課)	二七
○病虫害防除員を置かない区域の指定の一部改正	(農業改良課)	二八
○知事権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	二八
○知事権限に係る保安林の指定	(治山課)	二八
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	二九
○豪雪地帯対策特別措置法による市町村道の代行工事の開始	(道路計画課)	二九
○道路の区域の決定	(道路整備課)	二九
○道路の区域の変更(三件)	(道路整備課)	二九
○道路の供用の開始	(道路整備課)	三〇
○道路の区域の決定及び供用の開始	(道路整備課)	三〇
○道路の区域の変更及び供用の開始(三件)	(道路整備課)	三〇
○宅地建物取引業務の停止処分	(建築指導課)	三二
○補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正	(出納局総務課)	三三
○特定調達契約に係る落札者等の公示(二件)	(物品管理課)	三三
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人指定の一部改正	(物品管理課)	三四

公表

○公印の作成及び廃止	(法制文書課)	三四
○北海道土地利用基本計画の変更	(土地水対策課)	三四
○二級河川庶路川河川整備基本方針	(河川課)	三四
○二級河川庶路川河川整備計画	(河川課)	三五

公告

○軽油引取税に係る特約業者の指定	(税務課)	三五
○支庁告示		三五
○建築基準法による公開の意見の聴取の実施		三五
○特定調達契約に係る落札者等の公示(二件)		三五
道教育委員会教育長告示		三六
○一般競争入札の実施		三六
道公安委員会規則		三七
○北海道警察署協議会規則		三七

公布された規則のあらまし

◇北海道財務規則の一部を改正する規則(規則第七十四号)

一 趣旨

入札及び契約手続の適正化に資するよう、入札保証金及び契約保証金の納付の免除に係る規定等について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 契約の相手方から委託を受けた銀行等と工事履行保証契約を締結したとき及び物品を売り払う契約を締結する場合に売払代金が即納されるとき等においては、契約保証金を納めさせないことができることとした(第百七十一条関係)。

2 契約の相手方が契約期間内に契約を履行しない場合における違約金の率を引き下げることとした(第百七十五条関係)。

3 その他規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

◇北海道警察署協議会規則(北海道公安委員会規則第八号)

一 趣旨

警察法及び北海道警察署協議会条例の規定に基づき、警察署協議会の議事の手続その他警察署協議会に関し必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。

平成十三年四月六日

金曜日

二 内容

1 各警察署協議会の委員の定数は、それぞれ別表の委員の定数の欄で定めることとした（第二条関係）。

2 警察署協議会の会議は、会長が警察署長と協議の上、招集することとし、警察署長は、必要があると認めるときは、会長に対して警察署協議会の会議の招集を求めることができることとした（第三条第一項及び第二項関係）。

3 警察署協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないこととした（第三条第三項関係）。

4 警察署協議会の運営に関し必要な事項は、各警察署協議会が定めることとした（第四条関係）。

三 施行期日

この規則は、平成十三年六月一日から施行することとした。

規 則

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年四月六日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第七十四号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和四十五年北海道規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第四百七十七条第一号中「道を被保険者とする入札保証保険証券を提出した」を「保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結した」に改め、同条に次の一号を加える。

三 その他知事が入札保証金の納付の必要がないと認めるとき。

第七百七十一条第一号中「道を被保険者とする履行保証保険証券を提出した」を「保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結した」に改め、同条第二号中「保険会社が、公共工事履行保証証券を提出した」を「保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結した」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

第七百七十一条第六号中「指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、」を「その他」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が当

該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第七百七十五条第一項中「年三十六・五パーセント」を「年八・二五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道財務規則及び北海道建設工事執行規則（昭和三十九年北海道規則第六十号）の規定は、入札その他の契約の申込みの期限が平成十三年六月一日以後である契約について適用し、当該期限が同日前である契約については、なお従前の例による。
- 3 北海道建設工事執行規則の一部を次のように改正する。
- 別記建設工事請負標準契約書式第四十一条第二項中「年36.5パーセント」を「年8.25パーセント」に改める。

告 示

北海道告示第641号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立女性プラザの平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成13年4月6日

北海道知事 堀 達 也

- 1 受託者の名称 財団法人北海道女性協会
- 2 所 在 地 札幌市中央区北2条西7丁目1番地

北海道告示第642号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立十勝圏地域食品加工技術センターの平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における使用料及び手数料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成13年4月6日

北海道知事 堀 達 也

- 1 受託者の名称 財団法人十勝圏振興機構
- 2 所 在 地 帯広市西5条南7丁目1番地

北海道告示第643号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターの平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間におけ

る使用料及び手数料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成13年4月6日

北海道知事 堀 達 也

- 1 受託者の名称 財団法人オホーツク地域振興機構
- 2 所 在 地 網走市北7条西3丁目1番地3

北海道告示第644号

札幌障害者雇用支援センターは事務所の所在地を変更したので、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第9条の12第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年4月6日

北海道知事 堀 達 也

- 1 名 称 社会福祉法人 愛和福祉会
札幌障害者雇用支援センター
- 2 変更後の事務所の所在地 北海道札幌市北区北7条西2丁目6 37山京ビル5階 516号
- 3 変 更 年 月 日 平成13年4月1日

北海道告示第645号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成13年4月6日

北海道知事 堀 達 也

- | | | | | |
|-----------|---------------|-----------------|-------------------------------|-------------|
| 成 果 の 名 称 | 調 査 を 行 っ た 者 | 調 査 を 行 っ た 地 域 | 調 査 を 行 っ た 期 間 | 認 証 年 月 日 |
| 登別市 | 登 別 市 | 札幌市内の一 部 | 平成11年4月14日から
平成12年11月15日まで | 平成13. 3. 28 |
| 地籍図・地籍簿 | | | | |
| 豊富町 | 天 塩 郡 豊富町 | 豊富町の一 部 | 平成10年4月22日から
平成12年10月16日まで | 同 |
| 地籍図・地籍簿 | | | | |
| 初山別村 | 苫 前 郡 有明の一部 | | 平成10年4月22日から
平成12年11月6日まで | 同 |
| 地籍図・地籍簿 | | | | |

北海道告示第646号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成13年3月29日、当麻土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年4月6日

北海道告示第647号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成13年4月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年4月6日

北海道知事 堀 達 也

- | | | |
|---------|--------------------------------------|---------|
| 地 区 名 | 事 業 の 種 類 | 縦 覧 場 所 |
| 朱 太 川 | 中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、暗きよ、農用地改良保全） | 北海道後志支庁 |
| 神 居 古 潭 | 土地改良総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、暗きよ） | 北海道上川支庁 |
| 共 立 川 東 | 湛水防除（小規模） | 北海道網走支庁 |

北海道告示第648号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成13年4月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年4月6日

北海道知事 堀 達 也

- | | | |
|-------|-----------------------------------|---------|
| 地 区 名 | 事 業 の 種 類 | 縦 覧 場 所 |
| 苅 潤 岡 | 農免農道整備 | 北海道渡島支庁 |
| 富 岡 | 土地改良総合整備 [一般型]（農業用排水、暗きよ、客土、区画整理） | 北海道後志支庁 |
| 泉 川 | 農免農道整備 | 同 |
| 開 明 | 一般農道整備（集乳農道） | 北海道宗谷支庁 |

北海道告示第649号

平成13年北海道告示第453号（土地改良事業の施行の同意）の一部を次のように改正する。
平成13年4月6日

北海道知事 堀 達 也

「北開」を「合流2」に改める。

北海道告示第650号

昭和47年北海道告示第3639号（病害虫防除員を置かない区域の指定）の一部を次のように

改正する。

平成13年4月6日

「歌志内市 上砂川町 礼文町 利尻町 利尻富士町 えりも町 羅臼町 恵山町 般法
華村 鹿部町 戸井町 南茅部町 島牧村 泊村 神恵内村 室蘭市 大成町 奥尻町 瀬
棚町」を「浜益村 松前町 福島町 木古内町 戸井町 恵山町 般法華村 南茅部町 鹿
部町 砂原町 長万部町 上ノ国町 熊石町 大成町 奥尻町 瀬棚町 島牧村 寿都町
黒松内町 岩内町 泊村 神恵内村 穂丹町 古平町 赤井川村 夕張市 赤平市 歌志内
市 上砂川町 上川町 占冠村 下川町 音威子府村 初山別村 天塩町 幌延町 稚内市
猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 歌登町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町
生田原町 遠軽町 丸瀬布町 興部町 西興部村 雄武町 室蘭市 苫小牧市 登別市 豊
浦町 虻田町 大滝村 白老町 日高町 新冠町 静内町 浦河町 様似町 えりも町 忠
類村 広尾町 陸別町 釧路市 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 阿寒町 鶴居村 白糠
町 音別町 根室市 別海町 標津町 羅臼町」に改める。

北海道告示第 651 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指
定する予定である。

平成13年4月6日

1 保安林予定森林の所在 虻田郡倶知安町字高嶺3の1 (次の図に示す部分に限る。)
場所

2 指 定 の 目 的 公衆の保健

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
字高嶺3の1 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支
庁経済部林務課及び倶知安町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第 652 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指
定する。

平成13年4月6日

1 保安林の所在場所 厚田郡厚田村大字濃屋村8、字濃屋39
2 指 定 の 目 的 干害の防備
3 指 定 施 業 要 件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道石狩支庁経済部林務課及び厚田
村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第 653 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指
定を解除する予定である。

平成13年4月6日

1 (1) 解除予定保安林の所在 北海道知事 堀 達 也
場所 小樽市朝里川温泉1丁目502の1 (次の図に示す部分に限
る。)、463の4

(2) 保安林として指定され
た目的 水源のかん養

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁経済部林務課及び小樽市役所に
備え置いて縦覧に供する。)

2 (1) 解除予定保安林の所在 美唄市字開発原野4697 (次の図に示す部分に限る。)

場所
(2) 保安林として指定され
た目的 風害の防備

(3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知支庁経済部林務課及び美瑛市役所に
備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 解除予定保安林の所在 河東郡士幌町字上音更177の7・177の8・177の12（以上
場所 3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に
備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 654 号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第14条第1項の規定による町道の工事を
次のとおり開始する。
平成13年4月6日

- | | | |
|--------------|--|-------------|
| 1 路 線 名 | 津別町道250号線 | 北海道知事 堀 達 也 |
| 2 工 事 区 間 | 網走郡津別町字美都156番4地先から
網走郡津別町字美都192番1地先まで | |
| 3 工 事 の 種 類 | 改築 | |
| 4 工 事 開始 の 日 | 平成13年4月6日 | |

北海道告示第 655 号

- 1 道路の種類 道道（開発道路）
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所
路 線 名 区

小平 幌 加内 線	北海道雨竜郡幌加内町字長留内国有林空知森林管理署北空知支署201林班つ小班から 同町字長留内国有林空知森林管理署北空知支署201林班い小班まで
美 瑛 富良野 線	美瑛市道有林岩見沢経営区52林班32小班地内

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定及び第88条第2項の規定により、北
海道開発局長が道路の区域を次のとおり決定した。
その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課及び同局函館開発建設部並びに北海道建
設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧
に供する。

平成13年4月6日

- | | | |
|----------|----------|-------------|
| 1 道路の種類 | 道道（開発道路） | 北海道知事 堀 達 也 |
| 2 道路の路線名 | 北檜山大成線 | |
| 3 道路の区域 | | |

北海道久遠郡大成町字太田国有林檜山森林管理署乙部 森林経営センター1002林班い小班地内	間 敷 地 の 幅 員	延 長
		14.00mから 285.00mまで 0.585km
北海道久遠郡大成町字太田国有林檜山森林管理署乙部 森林経営センター1002林班い小班から同町字太田117 番まで		24.83mから 139.00mまで 0.230km

北海道告示第 656 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定及び第88条第2項の規定により、北
海道開発局長が道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧
場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年4月6日

- | | | | | |
|-----------|-------------|-----|-----|-----|
| | 北海道知事 堀 達 也 | | | |
| 間 変更新 後の別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 縦 覧 | 場 所 |

前	10.20mから 99.50mまで	0.643km	北海道開発局札幌開発建設部 及び北海道札幌土木現業所
後	11.00mから 96.00mまで	0.643km	
前	29.50mから 91.00mまで	0.208km	北海道開発局札幌開発建設部 及び北海道札幌土木現業所

三笠市幾春別千住町303番 1地先から三笠市幾春別錦 町1丁目235番3地先まで	前	11.00mから 37.00mまで	1,509.50m	—
	後	11.00mから 37.00mまで	1,509.50m	—
三笠市弥生桜木町122番地 先から三笠市幾春別錦町1 丁目235番3地先まで	後	22.00mから 58.29mまで	1,342.24m	—

北海道告示第 658 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年4月6日

1 道路の種類	道道	北海道知事	堀	達也
2 路 線 名	北尻別蘭越停車場線			
3 道路の区域	区	変更前 後の別	敷地の幅員 延 長	国道等との 重複区間
	磯谷郡蘭越町字三和11271番 2地先から磯谷郡蘭越町字 三和479番1地先まで	前	19.19mから 31.36mまで	260.00m
		後	19.19mから 27.73mまで	260.00m

北海道告示第 659 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年4月6日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	北海道知事	堀	達也
道路	根室半島線 根室市千島町2丁目45番地先から 根室市千島町1丁目61番地先まで			平成13.4.6

北海道告示第 660 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年4月6日

1 道路の種類	道道	北海道知事	堀	達也
2 路 線 名	二又北見線			
3 道路の区域	区	間	敷地の幅員 延 長	国道等との 重複区間
	網走郡津別町字二又道有林北見道有林 管理センター第160林班09小班地先から 網走郡津別町字二又道有林北見道有 林管理センター第160林班09小班地先 まで		9.08mから 55.35mまで	141.75m

北海道告示第 661 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年4月6日

1 道路の種類	道道	北海道知事	堀	達也
2 道路の路線名	米原田浦線			
3 道路の区域	区	変更前 後の別	敷地の幅員 延 長	国道等との 重複区間
	勇払郡鶴川町字春日427番 地先から勇払郡鶴川町字春 日84番1地先まで	前	5.00mから 18.40mまで	1,000.00m
		後	8.50mから 44.00mまで	1,066.40m

北海道告示第 662 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変

更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年4月6日

1	道路の種類	道道	北海道知事	堀	達也
2	道路の路線名	築別炭鉱築別停車場線			
3	道路の区域				

	間	変更前後の別	敷地の幅員	延	長	国道等との重複区間
苫前郡羽幌町字上築885番1地先から苫前郡羽幌町字築別1803番1地先まで	前		13.00mから22.38mまで	1,320.00m	—	
	後		15.54mから23.44mまで	1,320.00m	—	

北海道告示第663号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年4月6日

1	道路の種類	道道	北海道知事	堀	達也
2	路線名	貫人姉別原野線			
3	道路の区域				

	間	変更前後の別	敷地の幅員	延	長	国道等との重複区間
厚岸郡浜中町大字後静村字厚床原野153番3地先から厚岸郡浜中町大字後静村字姉別原野305番132地先まで	前		20.00mから42.00mまで	200.00m	—	
	後		20.00mから44.00mまで	200.00m	—	

北海道告示第664号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次の宅地建物取引業者に対し宅地建物取引業の業務について停止処分をしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成13年4月6日

1	住	所	札幌市中央区大通西15丁目3番地5	北海道知事	堀	達也
2	商号又は名称	総合都市管理株式会社				
3	代表者番号	代表取締役 上田 浩史				
4	免許証番号	北海道知事石狩3第5768号				
5	業務停止の期間	平成13年4月10日から5月9日までの1か月間				
6	業務停止の範囲	宅地建物取引業の全業務				

北海道告示第665号

平成9年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。

平成13年4月6日

	農政部所管の事項に次の1項を加える。	北海道知事	堀	達也
109	食品リサイクル施設先進モデル実証事業		同	

北海道告示第666号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年4月6日

1	落札に係る特定役務の名称及び数量	北海道知事	堀	達也
---	------------------	-------	---	----

(1)	落札に係る特定役務の名称	北海道庁託送業務	各単位当たりの単価
(2)	数量	調達予定数量	梱包
			9,536個

個	建て運送	23,207個
積合せ運送		659口

2	落札を決定した日
	平成13年3月26日

3	落札者の氏名及び住所
---	------------

(1)	氏名	ヤマト運輸株式会社	取締役社長 有富 慶二
(2)	住所	東京都中央区銀座2丁目16番10号	

4	落札金額
(1)	梱包料

(単位：円)

区 分	小 型	中 型	大 型	特 大
	ダンボール 37×27×23 cm程 度	ダンボール 42×32×28 cm程 度	ダンボール 52×37×30 cm程 度	ダンボール 58×40×40 cm程 度
縄 掛	0	0	0	0
ダンボール箱詰め	160	180		
ダンシート包	0	0		

- (2) 取扱料（1個当たり）
0円
- (3) 個建て運送料
- (単位：円)

区 分	北 海 道 (離島を除く。) 通 普	東 京 (23区)			
		普 通	急 行	特 急	超 特 急
2kgまで	300	800	900	900	1,500
5kgまで	340	800	1,000	1,000	2,000
10kgまで	340	800	1,300	1,500	2,500
20kgまで	340	800	1,600	2,500	3,000
30kgまで	340	800	2,200	3,000	3,500

- 注 1 2kgまで 3辺の計が60cm以内程度
5kgまで 3辺の計が80cm以内程度
10kgまで 3辺の計が100cm以内程度
20kgまで 3辺の計が140cm以内程度
30kgまで 3辺の計が170cm以内程度
(3辺の計とは、発送するダンボール等の縦、横、高さの計をいう。)
- 2 北海道(普通) 翌日配達
東京(普通) 翌々日配達
東京(急行) 翌日午前中配達
東京(特急) 翌日午前9時まで配達
東京(超特急) 当日配達
- (4) 積合せ運送料
- (単位：円)

区 分	北 海 道 (離 島 を 除 く。)			
	札幌市内	50kmまで(札幌市内を除く。)	100kmまで	150kmまで
10kgまで	400	400	400	400
20kgまで	400	400	520	520

区 分	北 海 道 (離 島 を 除 く。)			
	200kmまで	250kmまで	300kmまで	350kmまで
10kgまで	400	400	400	400
20kgまで	520	520	520	520

区 分	北 海 道 (離島を除く。)		東 京 (23区)
	400kmまで	400kmを超える	
10kgまで	400	400	800
20kgまで	520	520	1,000

区 分	冬季割増料金(4.1～4.15、11.16～3.31)	
	北海道(離島を除く。)	東 京 (23区)
10kgまで	0	0
20kgまで	0	0

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成13年北海道告示第216号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道出納局物品管理課
- (2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第667号
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成13年4月6日

北海道知事 堀 達 也	
1 落札に係る物品等の名称及び数量	
(1) 落札に係る物品等の名称 P P C用紙A 4再生上質紙1箱当たり単価	
(2) 数 量 調達予定数量 21,000箱	
2 落札を決定した日	
平成13年 3月26日	
3 落札者の氏名及び住所	
(1) 氏 名 モノラック商事株式会社	
(2) 住 所 札幌市東区北11条東6丁目	
4 落札金額	
P P C用紙A 4再生上質紙 1箱当たり単価 1,070円	
5 契約の相手方を決定した手続	
一般競争入札	
6 一般競争入札の公告	
平成13年北海道告示第214号	
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
(1) 名 称 北海道出納局物品管理課	
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	
北海道告示第 668 号	
昭和53年北海道告示第3728号 (北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指 定) の一部を次のように改正する。	
平成13年 4月 6日	北海道知事 堀 達 也
2 売りさばき人の項社団法人北海道警友会の事項中「同 札幌白石支部」を「同 札幌白石支部 札幌厚別支部」に改める。	北海道知事 堀 達 也
公 報	
北海道公印規程 (昭和45年北海道訓令第19号) 第 8条第 2項の規定により、平成13年 4月 1日、公印の作成及び廃止について次のとおり公印台帳に登録した。	
平成13年 4月 6日	北海道知事 堀 達 也

1 作成した公印					
公印の名称	備置き機関名	用 途	印 影	寸 法	使用開始 年 月 日
北海道道民 の森活動 促進センター 所長印	北海道道民の森 活動促進セ ンター	一 般 文 書 用		方 25ミ リ メートル	平成 13. 4. 1

2 廃止した公印					
公 印 の 名 称	備 置 き 機 関 名	用 途	寸	法	
北海道道民の森 建設事務所長印	北海道道民の森 建 設 事 務 所	一般文書用	方25ミリメートル		

北海道土地利用基本計画を平成13年 3月30日変更したので、国土利用計画法 (昭和49年法律第92号) 第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成13年 4月 6日

北海道知事 堀 達 也

北海道土地利用基本計画図に図示された次の市町村に係る農業地域について、次の図面の
とおり変更した。

都市地域 苫小牧市
農業地域 帯広市、千歳市、白老町
森林地域 留萌市、芦別市、名寄市、根室市、恵庭市、厚田村、浜益村、恵山町、大成
町、北檜山町、島牧村、ニセコ町、幌加内町、苫前町、初山別村、美幌町、
斜里町、生田原町、門別町、池田町、豊頃町、厚岸町、鶴居村、別海町、標
津町

(「次の図面」は省略し、北海道総合企画部土地水対策課及び関係支庁地域政策部振興
課に備え置いて縦覧に供する。)

河川法 (昭和39年法律第167号) 第16条第 1項の規定により、二級河川(庶路川に係る河川
整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。

（「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課及び釧路土木現業所並びに白糠町役場に備えて縦覧に供する。）
平成13年4月6日

北海道知事 堀 達 也

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川庶路川に係る河川整備計画を定めたので、別紙のとおり公表する。

（「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課及び釧路土木現業所並びに白糠町役場に備えて縦覧に供する。）

平成13年4月6日

北海道知事 堀 達 也

公 告

地方税法（昭和25年法律第226号）第70条の6の4第1項の規定により、特約業者を次のとおり指定した。

平成13年4月6日

北海道知事 堀 達 也

- 1 氏 名 又 は 名 称 和興物産株式会社
- 2 代 表 者 の 氏 名 伏屋 雅樹
- 3 主たる事務所又は事業所の所在地 中川郡幕別町札内中央町350番地 1
- 4 指 定 年 月 日 平成13年4月1日

支 庁 告 示

北海道空知支庁告示第9号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成13年4月6日

北海道空知支庁長 水 元 秀 彰

- 1 意見の聴取を受ける者の住所及び氏名
意見の聴取を受ける者は、許可に係る建築物の敷地の外周から100メートル以内の居住者、建物所有者及び土地所有者で、その住所及び氏名は、別紙のとおりである。
- （「別紙」は省略し、その住所及び氏名は、北海道空知支庁経済部建設指導課及び奈井

- 江町水とまちなみ課に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 意見の聴取の事由
建築基準法第48条第5項ただし書の規定により、次の建築物の建築許可をしようとするため

建築主の住所及び氏名 奈井江町字奈井江11番地

奈井江町長 北 良治

敷 地 の 位 置 奈井江町字奈井江162番地1のうち

建 築 物 の 用 途 水泳場

工 事 の 種 別 新築

建築物の構造及び階数 鉄骨鉄筋コンクリート造

一部鉄筋コンクリート造、地上1階

建 築 面 積 1,485.37㎡

延 べ 面 積 1,408.32㎡

- 3 意見の聴取の期日 平成13年4月12日（木） 午後2時

- 4 意見の聴取の場所 奈井江町字奈井江152番地 1

奈井江町公民館中ホール

北海道渡島支庁告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年4月6日

北海道渡島支庁長 泉 川 睦 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

北海道渡島合同庁舎清掃業務（地階から2階まで） 一式

- 2 落札者を決定した日

平成13年3月21日

- 3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 北海道クリーン開発株式会社

(2) 住 所 北海道苫小牧市表町2丁目1番7号

- 4 落札金額

12,840,000円

- 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告

平成13年北海道渡島支庁告示第2号

- 7 特定調達契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道渡島支庁総務部総務課
- (2) 所在地 北海道函館市美原4丁目6番16号

北海道十勝支庁告示第8号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年4月6日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道十勝合同庁舎清掃業務 一式
- 2 落札を決定した日
平成13年3月15日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社ジャパンステナンス北海道
(2) 住 所 札幌市中央区北2条西1丁目1番地
- 4 落札金額
15,611,400円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成13年北海道十勝支庁告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道十勝支庁総務部総務課
(2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年4月6日

北海道教育委員会教育長 鎌 田 昌 市

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする貸貸借物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ及び周辺機器等 7組（1月当たりの単価）
(2) 調達をする貸貸借物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納 入 期 日 平成13年5月1日（火）

- (4) 契 約 期 間 平成13年5月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成17年4月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

- (5) 納 入 場 所 北海道教育庁本庁舎（札幌市中央区北3条西7丁目）

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の貸貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 納入した貸貸借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。

- 3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁生涯学習部文化課

- 4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館

北海道教育庁 9階2号会議室

- (2) 入 札 日 時 平成13年4月18日（水） 午前10時

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

- 5 入札保証金及び契約保証金

単価契約であることから納めさせないこととする。

- 6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

- 7 郵便又は電報による入札

認めないものとする。

- 8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第

1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価

格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

- 9 契約書作成の要否

要

- 10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提 出 期 限 平成13年4月16日

- (2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁生涯学習部文化課

11 その他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後、速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道教育庁生涯学習部文化課埋蔵文化財係
イ 所 在 地 郵便番号 060－8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011－231－4111 内線 35－618
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

道公安委員会規則

北海道警察署協議会規則をここに公布する。

平成13年 4月 6日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

北海道公安委員会規則第8号

北海道警察署協議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第4項並びに北海道警察署協議会条例（平成13年北海道条例第8号）第3条第1項及び第6条の規定に基づき、警察署協議会の議事の手続その他警察署協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の定数）

第2条 各警察署協議会の委員の定数は、それぞれ別表の委員の定数の欄に定めるところによる。

（会議）

第3条 警察署協議会の会議は、会長が警察署長と協議の上、招集する。

2 警察署長は、必要があると認めるときは、会長に対して警察署協議会の会議の招集を求めることができる。

3 警察署協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、警察署協議会の運営に関し必要な事項は、各警察署協議会が定める。

附 則

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

警 察 署 協 議 会	委 員 の 定 数
札幌方面 中央警察署協議会	12人以上15人以内
同 東警察署協議会	7人以上10人以内
同 西警察署協議会	10人以上12人以内
同 南警察署協議会	7人以上10人以内
同 北警察署協議会	10人以上12人以内
同 白石警察署協議会	7人以上10人以内
同 豊平警察署協議会	10人以上12人以内
同 厚別警察署協議会	7人以上10人以内
同 江別警察署協議会	5人以上7人以内
同 千歳警察署協議会	7人以上10人以内
同 岩見沢警察署協議会	7人以上10人以内
同 栗山警察署協議会	5人以上7人以内
同 夕張警察署協議会	5人以上7人以内
同 三笠警察署協議会	3人以上5人以内
同 美瑛警察署協議会	5人以上7人以内
同 砂川警察署協議会	5人以上7人以内

札幌方面	滝川警察署協議会	5人以上7人以内	同	美深警察署協議会	3人以上5人以内
同	赤歌警察署協議会	5人以上7人以内	同	枝幸警察署協議会	3人以上5人以内
同	芦別警察署協議会	5人以上7人以内	同	稚内警察署協議会	5人以上7人以内
同	小樽警察署協議会	7人以上10人以内	同	富良野警察署協議会	5人以上7人以内
同	余市警察署協議会	5人以上7人以内	同	深川警察署協議会	5人以上7人以内
同	倶知安警察署協議会	6人以上8人以内	同	沼田警察署協議会	3人以上5人以内
同	岩内警察署協議会	5人以上7人以内	同	留萌警察署協議会	5人以上7人以内
同	伊達警察署協議会	5人以上7人以内	同	羽幌警察署協議会	5人以上7人以内
同	室蘭警察署協議会	7人以上10人以内	同	天塩警察署協議会	5人以上7人以内
同	苫小牧警察署協議会	10人以上12人以内	釧路方面	釧路警察署協議会	10人以上12人以内
同	門別警察署協議会	5人以上7人以内	同	厚岸警察署協議会	3人以上5人以内
同	静内警察署協議会	5人以上7人以内	同	弟子屈警察署協議会	3人以上5人以内
同	浦河警察署協議会	5人以上7人以内	同	根室警察署協議会	5人以上7人以内
函館方面	函館中央警察署協議会	12人以上15人以内	同	中標津警察署協議会	5人以上7人以内
同	函館西警察署協議会	5人以上7人以内	同	池田警察署協議会	5人以上7人以内
同	森警察署協議会	5人以上7人以内	同	本別警察署協議会	5人以上7人以内
同	八雲警察署協議会	5人以上7人以内	同	帯広警察署協議会	10人以上12人以内
同	木古内警察署協議会	3人以上5人以内	同	新得警察署協議会	5人以上7人以内
同	松前警察署協議会	3人以上5人以内	同	広尾警察署協議会	3人以上5人以内
同	江差警察署協議会	5人以上7人以内	北見方面	北見警察署協議会	7人以上10人以内
同	北檜山警察署協議会	3人以上5人以内	同	遠軽警察署協議会	6人以上8人以内
同	寿都警察署協議会	3人以上5人以内	同	網走警察署協議会	5人以上7人以内
旭川方面	旭川中央警察署協議会	10人以上12人以内	同	美幌警察署協議会	5人以上7人以内
同	旭川東警察署協議会	7人以上10人以内	同	斜里警察署協議会	5人以上7人以内
同	士別警察署協議会	5人以上7人以内	同	紋別警察署協議会	5人以上7人以内
同	名寄警察署協議会	5人以上7人以内	同	興部警察署協議会	3人以上5人以内